

業務委託契約書

1 委託業務の名称 金沢港エリア金石大野地区における観光客受入環境整備事業

2 履行期間 令和8年 月 日から令和9年1月31日

3 業務委託料 ¥

うち消費税及び地方消費税の額 ¥

ただし、消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

4 契約保証金 免除

上記の委託契約について、委託者と受託者は各々の対等な立場における合意に基づいて、次の事項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者

受託者

(総則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）及び別紙仕様書に基づき、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、仕様書に掲げる事項に基づき、頭書の業務委託料（以下「委託料」という。）をもって頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに、頭書の委託業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

3 甲は、業務を完了させるため、業務に関する指示を乙に対して行うことができる。この場合において、乙は、当該指示に従い業務を行わなければならない。ただし、業務の履行に携わる乙の従業員に対する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令は、乙が自らの裁量により行う。

4 乙は、この約款又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、業務を完了させるために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 第2項の仕様書に疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、甲が定める職員の指示に従うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、甲の承諾なく、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託)

第3条 乙は、乙が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、甲と協議のうえ、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、事前に甲に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号または名称）、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、業務について特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(業務の調査等)

第5条 甲は、必要と認めるときは、業務に関して乙に説明若しくは報告を求め、又は調査若しくは指示をすることができる。

(業務内容の変更等)

第6条 甲は、必要と認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 乙は、業務について仕様書等の不備、不測の支障の発生、その他正当な理由のあるときは、理由を記した書面により直ちに甲に対し業務の内容の変更を請求することができる。この場合、契約事項を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ定める。

3 第1項又は前項の協議が調わない場合、乙は、甲に対し、書面による通知を行うことにより、本契約を将来に向かって解約することができる。この場合、甲は、乙に対して、既にした履行の割合に応じた業務委託料を支払うものとする。また、乙は、甲に対して、その時点における委託成果物を引き渡すことにより、甲に対する損害賠償義務を負わないものとする。

(履行期限の延長)

第7条 乙は、その責めに帰することができない事由により、履行期限までに業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により履行期限の延長を求めることができる。この場合における履行期限の延長日数は、甲乙協議して定める。

(危険負担)

第8条 乙が業務執行により生じた損害、その他業務の処理に関して生じた損害（第三者に与えた損害を含む。）は、乙の負担とする。ただし、その損害が乙の責に帰さない理由により生じたものについては、甲乙協議の上、その負担者及び負担内容を決定する。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第9条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、損害金を徴収して、履行期限を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、委託料に対して、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(暴力団等排除に係る契約解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える

目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(委託業務執行結果報告書等)

第11条 乙は、業務を完了したとき、その結果を記載した報告書（以下「委託業務執行結果報告書」という。）に業務の執行に係る収支精算書を添えて甲へ提出しなければならない。

2 乙は、委託業務執行結果報告書及び収支精算書が受理されたときには委託料（第13条の規定により委託料の前金払いを受けたときは、委託料精算請求とする。）の請求をすることができる。

(委託料の支払)

第12条 甲は、前条の規定により、乙から適正な請求書を受けたときは、その日から30日以内に委託料を払わなければならない。

(遅延利息)

第13条 甲が正当な理由なしに委託料の全部又は一部を第12条に定める期限までに、乙に支払わなかったときは、その未払金額について、支払期限到来の日の翌日から支払をするまでの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(参加料金収入の取扱い)

第14条 乙は、甲に代わり参加料金の徴収及び適切な管理を行うものとし、その収受状況について帳簿を整備のうえ、甲の求めに応じて報告を行わなければならない。

2 甲は、参加料金収入の実績額を確定したときは、当該実収入額に基づき当該実績額に相当する額を業務委託料から控除するものとし、甲乙協議のうえ変更契約を締結し、精算するものとする。

(委託料の減額)

第15条 甲は、乙が業務の一部を執行しなかったとき、又は業務に要した支出額が委託料を下回るときは、委託料を減額することができる。

(契約の解除及び違約金)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき事由により、履行期限内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(2) この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項に規定する場合のほか、甲は、業務が完了するまでの間、必要があるときは、契約を解除することができる。

3 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったときは、契約を解除することができる。

4 前各項の規定により契約が解除された場合において、相手方に損害が生じた時は、甲又は乙はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲乙協議して定める。

(損害賠償の義務)

第17条 乙の責に帰すべき事由によって発生した損害（直接かつ現実に生じた通常損害に限るものとし、逸失利益及び特別損害を除く。）の責は乙が負うものとし、甲は乙に対しその損害の賠償を請求することができるものとする。また、乙の責めに帰すべき事由によって第三者に与えた損害の賠償については、乙が自らの責任において一切を解決しなければならない。

(機密保持)

第18条 乙は、業務の実施によって知り得た企業等の機密情報及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取り扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(疑義の決定)

第20条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議してこれを定める。

個人情報の取り扱いに係る特記事項

(趣旨)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知りえた個人情報の内容をもみだりに他人に知らせ、又は不当な目的利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約により事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第5 乙は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による指示又は承諾を受けたときは、この限りではない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務について、第三者に委託し、又は下請けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

- 2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を委託し、又は下請けさせる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、本契約終了後直ちに甲へ返還しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 乙は、この契約による事務により保有する個人情報については本契約終了後直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときには、その指示に従うものとする。

(管理状況の報告等)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他の個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査をすることができるものとする。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅延なく甲に報告しなければならない。

(指示)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。